

保育認定の労働時間に係る要件を改正します！

— 市民の皆様から意見を募集します —

認可保育所等を利用するには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

認定を受けるための事由の1つとして「就労」があり、市町村が定める時間以上労働することを要件にしています。この労働時間に係る要件の改正内容について、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

・改正の内容って…？

今までは…

(ひと月における労働時間)
16日以上かつ1日当たり4時間以上

これからは…

(ひと月における労働時間)
64時間以上

・例えば…

週3日 1日5時間30分の労働
週5日 1日3時間15分の労働
認定できなかった…

認定できるようになる！！

意見募集期間：令和2年7月20日(月)～8月18日(火)

意見の提出方法：電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAX

募集結果の公表：8月下旬頃(予定)

意見募集(パブリックコメント)のページへGO!



QRコード

● 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3630

FAX 044-200-3933

